

掛川市条例第26号

掛川市林業振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月2日

掛川市長

(別紙)

掛川市林業振興基金条例の一部を改正する条例

掛川市林業振興基金条例（平成17年掛川市条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p><u>掛川市林業振興基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 地域林業の振興及び森林の整備を図るため、<u>掛川市林業振興基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>予算の定めるところによる。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p>	<p><u>掛川市森林環境整備基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>地球温暖化の防止、国土の保全その他の森林の有する多面的機能を維持増進するとともに、これらに寄与する地域林業の振興を図るため、掛川市森林環境整備基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>次に掲げるものの合計額とする。</u> <u>(1) 毎会計年度における森林環境譲与税のうち予算で定める額</u> <u>(2) 前条に規定する設置目的に係る事業のための寄附金</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、予算で定める額</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>次に掲げる事業（第2条第1号に掲げる額及びその運用益金として積み立てたもの</u>にあっては、<u>第1号に掲げる事業</u>）に要する<u>経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u> <u>(1) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項各号に掲げる施策に係る事業</u> <u>(2) 前号に掲げるもののほか、地域林業の振興及び森林の保全を図るための事業</u></p>

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の掛川市林業振興基金条例の規定により積み立てられた現金及びその運用により取得した有価証券は、改正後の掛川市森林環境整備基金条例第2条第2号又は第3号の規定により積み立てられた基金とみなす。

